

福知山公立大学ハラスメント防止等に関するガイドライン

1. ガイドラインの目的

福知山公立大学（以下「本学」という。）は、本学のすべての構成員が、互いに基本的人権を尊重し、公正、安全で平等な就学・就労の権利を保障し、ハラスメントの防止を目指し、学内外での発生を防止するとともに、発生した場合の迅速な対応と適正かつ公正な措置を行うことに努めます。

このガイドラインは、公立大学法人福知山公立大学ハラスメントの防止等に関する規程（以下「ハラスメントの防止等に関する規程」という。）に基づき、ハラスメントとその防止についてわかりやすく解説し、これを広く周知することにより、ハラスメント防止・啓発の促進等を図ることを目的とします。

2. 本学の責任と構成員の義務

本学は、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、その他のハラスメントがない、快適な学習・研究・職場環境を作ることに努めます。そのため、理事長はハラスメントの防止と対策に関する全学的な施策全般について責任を負い、本学の構成員は、ハラスメントの防止と排除に努めることを通じて、学内・学外を問わず相互に人格を尊重し、人の尊厳を傷つける行為をなくします。また、ハラスメントを目撃したり、相談された場合は、適切かつ迅速な行動をとる義務を負います。

3. ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、本学の構成員であるすべての教職員等（常勤、非常勤、学生アシスタント等勤務形態を問わず、本学に在職する者及び外部委託の勤務者を含め、大学キャンパス内で就労するあらゆる勤務形態の者）、学生等（学部生、科目等履修生、聴講生）に適用します。

また、このガイドラインは、ハラスメントが生じた場所が学内外であるか否かを問わず適用されます。またハラスメントが本学の構成員相互間において問題となる場合、あるいは本学の構成員が構成員以外の者との間で問題になった場合にも適用されます。

4. ハラスメントの定義

ハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ジェンダーハラスメント、その他個人の尊厳を不当に傷つける社会的に許されない言動のことをいいます。

（1）セクシュアル・ハラスメント

相手方の意に反する性的な言動により、相手方に不快感その他の不利益を与え、

学修、教育・研究等の大学の諸活動又は就業環境を悪化させることをいいます。

(2) アカデミック・ハラスメント

教育・研究等の場における優位的な地位又は権力を利用して行う不適切な言動、指導又は待遇により、相手方の学修・研究意欲を低下させ、又は学修・研究等の環境を悪化させることをいいます。

(3) パワー・ハラスメント

職場における優位的な地位又は権力を利用して行う不適切な言動、指導又は待遇により、相手方の就労意欲を低下させ、又は労働環境を悪化させることをいいます。

(4) ジェンダー・ハラスメント

性別による差別意識に基づく言動により、相手方に不快感その他不利益を与え、学修、教育・研究及び労働環境を悪化させることをいいます。

(5) その他のハラスメント

上記(1)～(4)以外の不適切な言動であって、相手方に不快感その他の不利益を与えるものをいいます。

5. ハラスメントに対応する組織と役割

(1) 人権・倫理委員会

人権・倫理委員会は、ハラスメントの防止及び対策に関する必要な事項を検討し、ガイドラインの改訂及び研修の企画・運営を行います。

またハラスメント事案が生じた場合には、適切な解決活動を行います。その場合、人権・倫理委員会は、関係者のプライバシー保護に留意するとともに、相談の申し立てをした者や証言を行った者が脅迫、報復その他の不利益を受けることがないように適切な措置をとるものとします。

人権・倫理委員会の活動に対する妨害行為や、事実認定に係る虚偽の申し立てや証言を行った者は、本学の規定により処分の対象となることがあります。

(2) 相談員

人権・倫理委員会のもとに、相談員を配置します。相談員は、人権・倫理委員会委員長より推薦され理事長が委嘱した者です。相談員は、ハラスメントに関する事案を受け、相談に応じ、相談内容を人権・倫理委員会に報告します。相談員は、関係者のプライバシー保護と人権に留意し、相談の申し立てをした者や証言を行った者が脅迫、報復その他不利益を受けることがないように細心かつ最大限の配慮をすることが求められます。

(3) 調査委員会

ハラスメント調査委員会は、人権・倫理委員会が必要に応じて設置する組織で、ハラスメントの有無について事実関係を認定するための調査を行います。またハ

ラスメントの事実を認定した場合、被害者の救済処置および環境改善措置の案を作成することができます。

調査委員会が行う調査に対する妨害行為や虚偽の申し立てや証言を行った者は、本学の規定により処分の対象となることがあります。

6. ハラスメントを起こさないために

(1) ハラスメント行為を防止するために、教職員及び学生等は、他の教職員、学生等及び関係者と接するに当たり、次の事項の重要性について十分認識しなければなりません。

- ① お互いの人格や個人の価値を尊重しあうこと。
- ② お互いが大切なパートナーであるという意識を持つこと。
- ③ 予断や偏見をなくし、一人一人の違いや個性を平等に認め合うこと。

(2) 教職員及び学生等は、ハラスメントに関する次の事項について十分認識しなければなりません。

- ① ハラスメントの受け止め方には、個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、ハラスメントに当たるか否かについては、相手の受け止め方が重要であること。
- ② 相手が拒否し又は嫌がっていることがわかった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。
- ③ ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意志表示があるとは限らないこと。
- ④ ハラスメントは大学内だけに限定されるものではない。また、ハラスメントは教職員及び学生間だけに限らないこと。

7. ハラスメントに関する相談

本学は、ハラスメントに関して相談を希望する学生や教職員等が安心して相談をし、被害を訴えることの出来る相談受付窓口として、教員、職員、スクールカウンセラーなど相談員を配置しています。相談員の氏名連絡方法は、学生便覧やポータルサイト等にてお知らせします。

相談にあたっては、相談員の選定について相談者の希望に応じます。また相談にあたる相談員はできるだけ内容を正確に把握するために求めがあれば複数で対応します。相談者が相談員の対応に納得できないときには、別の相談員に相談することもできます。

匿名による相談を含め、相談者から出される面接条件は最大限尊重され、相談者のプライバシー、名誉、人権及び相談内容の秘密は厳守されます。

相談は相談員を窓口とせず、電話、メール、手紙などで直接、人権・倫理委員会に

申し出をした場合も受け付けます。面接による相談は、原則として、月曜日から金曜日の9時から17時とし、相談員（以下「相談員」という。）が相談者（以下「申出人」という。）と日程を調整します。

相談員は、ハラスメントを行ったとされる人の相談にも応じます。そのほか、次のとおりハラスメントをめぐる問題で困っている人の相談にも応じます。

- ① ハラスメントを行っている、又は受けている事実を知った、当事者ではない教職員又は学生等からの相談
- ② ハラスメント行為に関する指摘を第三者から受けた教職員又は学生等からの相談
- ③ 教職員又は学生等からのハラスメントに関する相談を受けた監督者等からの相談

相談員には守秘義務が課されています。相談者の承諾を得ずに、相談内容を人権・倫理委員会以外に伝えることは一切ありません。

8. 問題解決のために

本学は、ハラスメントに関する問題が生じた場合、問題解決のため迅速に対応します。

- ・ 相談員は、申出人に対して、本学でのハラスメントに対する対応策や解決方法について説明を行い、どのような対応を望むか相談に応じ、意向を聴取します。
- ・ ハラスメントの申し立てを受けた後、相談員は必ずハラスメント相談報告書を作成し、相談者の確認を得た上で人権・倫理委員会に速やかに報告します。
- ・ 人権・倫理委員会委員長は、相談員から報告を受けた場合、直ちに人権・倫理委員会を招集し相談の扱いを協議します。
- ・ 人権・倫理委員会は事実関係の調査が必要と判断した場合、ハラスメント調査委員会を設置します。ただし、人権倫理委員会において調査が必要と判断した場合でも、申出人と被申出人（以下「当事者」という。）双方が話し合いの場の設定を希望した場合には、話し合いの場を設定しその結果を待って次の対応を行います。
- ・ ハラスメント調査委員会はハラスメントの有無に関する事実認定を行った上で、その認定結果および必要があれば救済および環境改善措置を人権・倫理委員長に報告します。
- ・ 人権・倫理委員会委員長はハラスメントの有無の認定結果について、申立人に報告します。また人権・倫理委員会は、理事長にハラスメントの有無に関する認定結果と必要な措置を報告します。
- ・ 当事者は、ハラスメントの有無の認定結果について、内容に不服があるときは、書面により人権・倫理委員会に不服申し立てを行うことができます。不服申し立ては当事者本人によるものとし、相当な理由がない場合には代理人による申し立ては認められません。
- ・ 人権・倫理委員会が必要と認める場合は、利害関係のない第三者により不服申し立

てに対応するための調査を行います。

- 不服申し立てに対応するための調査の結果については、不服申し立てを行うことは認められません。
- 理事長は、人権・倫理委員会の決定に関する報告に基づいて、必要に応じて適切な是正措置をとります。なお、理事長が、被申立人に対する処分の検討が必要と判断した場合には、学則又は就業規則等に基づく処分等必要な措置を部局長に指示するものとします。
- 人権・倫理委員会に被申立人または利害関係者が委員として含まれる場合、当該委員は案件の審議には関与できません。

9. 被害者の救済措置

(1) 救済措置

人権・倫理委員会が被害者の救済措置が必要と認めた場合、委員長は委員会で決定した救済措置案を理事長に報告し理事者に対応を要請します。

救済措置は、「カウンセリングの提供」、「被害者の受けた心身の被害に対する治療」、「被害者の担当教員等の変更」、「被害者の所属の変更」、「他部署への異動」等とします。

理事長は、被害者のプライバシー及び人権を保護するため最大限の配慮をしつつ、必要とされる救済措置を当該学科又は当該部署に指示します。

(2) 被害者への説明

人権・倫理委員会委員長は、被害者に対して救済措置および再発防止の具体策等について速やかに説明します。

10. 守秘義務

(1) 相談員、人権・倫理委員会委員、ハラスメント調査委員会委員その他当該事案に関与した者は、知りえた秘密について守秘義務を負います。守秘義務違反があったと認められた場合には本学の規定により処分の対象となります。

(2) 調査等に関する資料・議事録等は総務・財務グループが文書管理のルールを定め、厳重に管理します。

11. その他の配慮事項

(1) 理事長及び人権・倫理委員長は、申出人が相談したことや苦情を申し立てたことによって、被申出人、周囲の者、相談員、委員会委員から再度の被害を受けないように努めなくてはなりません。

(2) 加害者であると認定された学生・教職員等には、個別にハラスメントに関する特別研修等を課し、必要に応じてコンサルテーションを行うなど再発防止に努めます。

【相談の流れ】

ハラスメントを受けたらひとりで悩まず相談してください。
ハラスメントで困っている人がいたら相談してください。



相談（本人以外でも可）学内のハラスメント相談員が相談にのります。



相談員が、本人が確認した相談報告書を人権・倫理委員会に提出



人権・倫理委員会で協議



改善・解決



ハラスメント調査委員会で調査・事実確認 措置の検討



報告

人権・倫理委員会で事実認定・措置案の決定



申出人・被申出人に通知



理事長に報告



申出人の救済措置の検討・被申出人の措置の検討

再発防止に向けて